

寒川町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第12号

寒川町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

寒川町青少年問題協議会条例（昭和35年寒川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。